

学校評価としての ECEQ®

1. ECEQ®の概要

ECEQ®は、全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が開発し実績を積み重ねてきている「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム」で、実施園や研究機関からも高く評価されている日本独自の評価システムである。公開保育における外部の参加者からの意見と、公開保育前後に行う園内の保育者同士の対話を通して、園の良さや課題を明らかにし、より良質な幼児教育の実践に向けた今後の方向性を確認することを目的としている。

公開するクラスは、原則として3歳児から5歳児までとするが、満3歳児クラスや3歳未満児クラスを公開し、評価を行うことも可能である。公開保育は2時間から2時間半程度実施し、原則として全てのクラスを公開する。公開保育に参加する外部の専門家等が評価者となり、専門的かつ客観的な視点から意見を提供する。

2. 評価の基本的考え方

ECEQ®では、以下の二点を評価の基本的な観点として重視している。

①自己評価に基づく評価

保育者自らが見出した園の良さや課題を評価の出発点とし、それに基づいて公開保育の参加者（評価者）から意見を求めることで、園の実情に即した実効性の高い評価を可能とする。

②保育のプロセスに着目した質的評価

子どもの姿、保育者の願い、保育者の手立てという保育の基本的な構造に焦点を当て、公開保育の参加者（評価者）の意見を求めることで、「プロセスの質」に着目した評価を可能とする。

3. ECEQ®の特徴

ECEQ®は、次のような特徴をもつ評価システムである。

- 園の保育者同士、あるいは保育者と公開保育の参加者との対話から生まれる気づきや省察を重視する質的評価であること。
- ECEQ®のプロセス全体を通して対話を重視することによって、評価結果の把握にとどまらず、組織的・継続的に園の教育の質向上を目指す風土が育まれること。
- ECEQ®のプロセスの中に、自己評価、学校関係者評価、第三者評価すべての要素が包含されていること。

4. ECEQ®の評価システム

①ECEQ®コーディネーター

一定の研修を受講し資格を付与された ECEQ®コーディネーターが、ECEQ®の全プロセスをサポートする。公開保育参加者の意見や、公開保育前後のプロセスにおける保育者間の対話を取りまとめ、報告書を作成する。

②5STEP プロセス

ECEQ®は、以下の5つのSTEPで構成され、各STEPが学校評価としての役割を果たす。

	各STEPの内容と学校評価における位置付け
STEP1 (事前訪問)	園長等のトップリーダーが考える園の良さや課題、望ましい方向性を明らかにする。トップリーダーによる自己評価と位置付けられる。 ※「幼稚園における学校評価ガイドライン」の整理区分①に対応
STEP2 (事前研修)	現場の保育者が園の良さと課題を見出し、現在位置を共有する。 保育者による自己評価と位置付けられる。 ※同整理区分①に対応

STEP3 (準備)	STEP1、STEP2 の自己評価を踏まえて、公開保育当日に参加者に尋ねたいことを「問い」としてまとめる。この「問い」が、第三者評価の評価項目・指標となる。 ※同整理区分④に対応
STEP4 (公開保育)	保育を公開し、専門性を有する外部の参加者（評価者）から「問い」に対する意見を得る。あわせて分科会における協議を通し、園の良さや課題、改善の方向性を明確にする。このプロセスが第三者評価に該当する。 ※同整理区分③及び④に対応
STEP5 (事後研修)	STEP4 で得られた評価者の意見を基に、今後も大切にすべき点や課題を整理し、改善の方向性や具体的方策を共有する。 ※同整理区分⑤及び⑥に対応
全 STEP 終了後	実施園は「実施園記録」、ECEQ®コーディネーターは「ECEQ®コーディネーター報告書」を作成する。また、ECEQ®コーディネーターが STEP4 の参加者の意見を中心にまとめた「第三者評価報告書」は、実施園の設置者のみならず、ホームページ等を活用し保護者や地域住民に公表する。 ※同整理区分⑤及び⑥に対応

5. 「問い」を核とした評価の仕組み

ECEQ®では、STEP3 で設定される「問い」を第三者評価の評価項目・指標とする。

園自らが設定した「問い」に基づき評価を行うことで、園固有の課題に即した重点的かつ実践的な評価を可能とし、PDCA サイクルに基づく継続的な改善と、より質の高い幼児教育を提供していこうという園文化の醸成につながる。

6. 第三者評価としての ECEQ®

文部科学省 幼稚園における学校評価ガイドライン(平成 23 年改訂)を踏まえて

ECEQ®は、学校評価の一環として位置付けられる第三者評価の趣旨・要件に合致した評価手法である。

第三者評価は、学校およびその設置者が実施主体となり、自己評価および学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、外部の専門的視点から教育活動その他の学校運営の状況を評価し、学校運営の改善を通じた教育水準の向上を目的とするものであるが、ECEQ®はこの考え方を具体的なプロセスとして具現化した評価システムである。

ECEQ®では、評価の出発点として、園長等のトップリーダーによる自己評価（STEP1）および現場保育者による自己評価（STEP2）を位置付けており、第三者評価が有効に機能するための前提条件である自己評価の充実を重視している。その上で、自己評価を踏まえて園自らが設定した「問い」を評価項目・指標とし（STEP3）、公開保育に参加する外部の専門性を有する参加者から意見を得ることで（STEP4）、専門的視点および当該園と直接の利害関係を有しない立場からの評価を行う仕組みとなっている。

また、ECEQ®における評価は「幼稚園における学校評価ガイドライン」に依拠しており、子どもの姿、保育者の願い、保育者の手立てという幼児教育の基本構造、すなわち「教育活動のプロセス」に着目した質的評価である点に特徴がある。これは、第三者評価において求められる、教育活動や学校運営の在り方を専門的に分析し、園の良さや改善すべき課題、今後の改善の方向性を明らかにするという役割に合致するものである。

さらに、ECEQ®では、一定の研修を受けた ECEQ®コーディネーターが、公開保育の参加者（評価者）からの意見や保育者同士の対話を整理・分析した報告書を作成する。この報告書は、評価結果の取りまとめとして、園の優れた実践や課題、改善の方向性を明確に示すものであり、第三者評価の結果を学校運営の改善につなげるという目的に資する。

加えて、ECEQ®は、事後研修（STEP5）において評価結果を踏まえた改善方策の共有を行うことにより、評価を一過性のものとせず、継続的な学校運営の改善と質の向上につなげる点に特徴がある。

このように、ECEQ®は、自己評価・学校関係者評価・第三者評価の要素を一体的に内包し、学校評価システム全体の実効性を高める第三者評価の一形態として位置付けることができる。

7. ECEQ®と幼稚園における学校評価ガイドライン(第三者評価)との対応関係

文部科学省「幼稚園における学校評価ガイドライン（第三者評価）」〔平成23年改訂〕における整理区分①～⑥でECEQ®の内容を整理すると次のようになる。

① 第三者評価の特性と意義

- ・ECEQ®は、園長および保育者による自己評価を出発点とし、公開保育を通じて外部の専門的視点から評価を受けることで、園が自らの状況を客観的に捉え、園の良さや改善すべき課題を再認識する機会を提供する。
- ・専門的な意見や助言を通して、園の活性化および教育の質の向上につなげる点において、第三者評価の特性と意義に合致する。

② 第三者評価の実施体制

- ・ECEQ®は、学校および設置者の判断の下で任意に導入できる評価システムであり、法令上の義務ではない第三者評価の位置付けと整合している。
- ・「一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う」という実施体制と合致している。

③ 第三者評価の評価者

- ・公開保育の参加者は、幼児教育や学校運営に関する知見を有する者（近隣の幼稚園の教職員を中心に、近隣小学校の教員、教育委員会等の地域行政担当者、幼児教育に専門性を有する大学教員等）で構成され、当該園と直接の利害関係を有しない立場から評価を行う。
- ・ECEQ®コーディネーターは、評価の公正性や透明性に配慮しつつ、評価結果を整理・取りまとめる役割を担っており、評価者の適切な活動を支えている。

④ 第三者評価の実施

- ・評価項目・指標は、あらかじめ一律に定められたものではなく、自己評価を踏まえて園自らが設定した「問い」に基づいて重点化されるため、学校や地域の実

情に即した評価が可能である。

- ・書面のみの評価ではなく、公開保育による教育活動の観察や協議を通じて評価を行う点は、制度文書に示された効果的な第三者評価の実施方法と合致している。

⑤ 第三者評価の結果の取りまとめ

- ・ECEQ®では、ECEQ®コーディネーターが中心となり、外部参加者の意見や協議内容を整理・分析した報告書を作成する。

- ・報告書には、園の良さや課題、改善の方向性が盛り込まれ、専門的視点からの評価結果として取りまとめられる。

⑥ 第三者評価の結果の取り扱い

- ・評価結果は、実施者のホームページに公開し、実施者のみならず地域や保護者等に広報する。

本対応表は、文部科学省「幼稚園における学校評価ガイドライン(第三者評価)」〔平成23年改訂・現行〕における整理区分①～⑥の趣旨を踏まえ、ECEQ®の各要素がどのように対応するかを示したものである。

「幼稚園における学校評価ガイドライン(第三者評価)」の整理区分	同ガイドラインにおける記述の趣旨(要約)	ECEQ®における該当箇所・対応内容
① 第三者評価の特性と意義	自己評価・学校関係者評価を踏まえ、外部専門的視点から学校運営を評価し、改善につなげる	STEP1・2の自己評価を前提に、公開保育を通じて外部専門家の意見を得て、園の良さ・課題を再認識する仕組み
② 第三者評価の実施体制	学校・設置者の判断により任意で実施し、外部専門家等が関与	園の判断で導入可能。ECEQ®コーディネーターが全体を統括し、外部参加者が評価に関与
③ 第三者評価の評価者	専門性を有し、当該学校と直接の利害関係を有しない者	幼児教育・学校運営に関する専門性を有する公開保育参加者が、非利害関係の立場から意見を提示
④ 第三者評価の実施	学校の実情や自己評価結果を踏まえた評価項目設定、観察・協議による評価	自己評価を踏まえて園独自の「問い」を設定し、公開保育の観察と分科会協議により評価を実施
⑤ 第三者評価の結果の取りまとめ	専門的視点から優れた取組や課題、改善の方向性を整理	ECEQ®コーディネーターが外部参加者の意見や協議内容を整理し、報告書として取りまとめる
⑥ 第三者評価の結果の取り扱い	評価結果を学校運営改善や設置者の支援に活用	事後研修で共有し、園の課題改善に活用。設置者等への説明資料としての活用も可能